健寿御前日記」私註(二)

本位田

重

美

本古典全書本 以下は、「日本文芸研究」第十四巻四号に掲載した私註の続稿である。 健寿御前日記」 の本文と註とを掲げ、 後に卑見を述べることにする。 前稿の体裁に倣って、 ここでも、 初めに日

t ょ ろ U り ŋ K か 法 通りて入るべしとてあ 参 ば 住 ょ りし ŋ 寺 公覧の 殿 見 かど、 る の 中かな ح 2 と 御ご な Š 百 列な 所は H 世 17 17 ず 0) 立 お 御ぉ ち は .. 念 想 続 りし。 13 などし し ま 0 U 僧さ É 12 U 西 を など、 との れど、 向 ŋ にぞ居し。(一五三ページ) やう は、 と^二 の *; 道場の 17 七 の 方_た てぞ 若 月 き人 七 居 日 た Þ の 御□ り は 7 幸*; ま は S な 29 تح کے 御女 U 堂だっ は ま 見 歩 0 御ご カン 3 西一 所と 0 ょ b りて、 御光 を 道 鞠 7 3 17 0 ず。 て、 几覧やう 壺ぼ ょ b Ŋ つ 0 ほ あ 2 ぼ ね ح ŋ

註 女房たち。 ○女院が法住寺殿の中御所に住みなされ、そこで七夕祭を行はれるので、上皇がそれへ御幸あそばす時のこと。 [の御鞠の壺から中御所へお通りになるので、 以下別事と思はれるが、 (三) 定められた席に行儀よく坐つてゐて、 脱文あるか。 前後の接続不詳。 公卿が壺に堵列した。 外方に目をやり、 御堂の御所は法住寺殿境内の建物。 それは見事な有様であっ 几帳 のほころびからのぞき見をしたりはしない。 たが。 $\frac{1}{2}$ 女院に仕 へる若い

健寿御前日記私註(二)

思われるので、 来の研究では、 して、 この段を正しく理解するためには、法住寺殿の中の殿舎の配置について、まず調べておかなければならない。 それは同時に、 今はこれに若干の私見を加えつつ述べてゆきたいと思う。 奈良国立文化財研究所学報第十一冊「院の御所と御堂」 日記全体の理解のためにも、役立つところが多いはずである。 院家建築の研究――」がもっとも詳しいと ところで、 法住寺殿に関する従 そう

年四月十二日に火災で焼失した萱の御所は、 御所内の東寄りに上御所・下御所があり、 われるが、 七条殿と呼ばれ、 法住寺殿は、 この広大な地域は、 小路に近いあたりに馬場があり、 言うまでもなく後白河院の院御所で、河東七条坊門から八条坊門に至る十町にあまる地域を占めて 嘉応・承安以後は建春門院の御所となっていた。その西限は、 七条末の東西の通りによって、二つの区劃に分かたれる。北の部分は法住寺北殿、 後には馬場のあたりに新御所が建てられていたようである。 また西寄り七条末の通りに面して桟敷があった。七条殿の殿舎としては 東南の角にあった。 だいたい今の花見小路あたりかと思 また、 あるいは 承安二

あったが、 て七条殿の中を貫いていたようで、この部分はおそらく七条殿の通路に使われていたものと想像される。 れるゆえんである。 東の区劃は 七条末の南の地域は、 には、 外に南殿から池を隔てて西南方に最勝光院があり、 ここには直接の関係がないので、 法住寺殿南殿で、ここが後白河院の常の御所であった。 なお、 さらに東西二つの区劃に分かたれる。その西の区劃は蓮華王院、すなわち三十三間堂であり、 蓮華王院と南殿との間には南北に通じる大路があり、それはさらに七条末の通りと交叉し 説明を省略する。 また東南山麓には今熊野社、 狭義に、 特にこの南殿をさして法住寺殿といわ 東方山中には新日吉社が 広義の法住

る 次に、 四足門が正門であった。門を入って最初の建物が西の対代で、 狭義の法住寺殿、 すなわち南殿について述べる。 南殿の西面には門が二つあった。 そこから西の釣殿に通ずる廊が南に延びている。 北門と南の四足門とであ

西の対代の東には寝殿があり、 さらにその東には小寝殿といわれる御殿があった。 それは、 安元御賀記に

寝殿のたつみのすみ二間、東の小寝殿四間に、女院の御方の打出あり。

とあるのでわかるように、 相隣り合って見渡されるものであった。ところが、ここで問題になるのは、 日記の第二十

て、女院の御方なり。

朝覲行幸の日は、法住寺殿の寝殿、

内の御方のしつらひありて、ひんがしの二むね、寝殿のひんがしのつまかけ

らにその東に続く建物との二棟をさすわけでもないであろう。それでは、内の御方に比べて女院の御方が広すぎるの である。 るわけにゆかない。 からには、 という記事であって、 この「ひんがしの二むね」というのは 何であろうか。「寝殿のひんがしのつまかけて」とある それが寝殿の東面に続く建物 であることはいうまでもないけれども、「東の小寝殿」と同じものとは 考え 小寝殿というかぎり、建物の様式上二棟になっているとは思われないし、ましてや、

第三十四段「萱の御所の火」のところにも見える。 一棟という語は、 日記の第四段に「七条殿のふたむねにつづきたる寝殿の、 北の廂の西のはしなり」とあり、 また

それ こもちてまゐる。二棟のさうじのもとに、 (親宗の弁)をさきに立てて、西の二棟ざまへおはします。灯をばごばんの上におきて、 るとのが少しなえたりけるうへに、いま一つ着かさねたりけり。 堀川殿、 くれなるのにほひのきぬの、 わたぬきたるに、青きひとへば 御太刀、 御守のは

式であったと思われる。これで、七条殿にも法住寺殿にも二棟と称せられる建物のあったことがわかるのであるが 「二棟のさうじのもと」とあるから、それは当然、二つの建物という意味ではなく、「二棟」といわれる一つの建築様

健寿御前日記私註

さらに最勝光院にも二棟があったようで、 玉葉の承安五年四月二十七日の条に

仍昇自中門外方、 参二棟廊南面簀子。

後白河院の御落飾の記事の中に「上皇自東廊御所、 寝殿にも擬せられたという。二棟廊・子午廊など、廊という名で呼ばれているところをみると、 ったことを意味する。そうすれば、二棟は、この二つの寝殿を結ぶ透廊の北側に建てられていたと見る外はないと思 東の小寝殿四間 は たのであろう。とすれば、この法住寺の二棟も廊を二つ並べたような様式の建物で、兵範記の嘉応元年六月十七日、 と見えている。 ないかと思われるのである。 玉葉の当日の条に これについては前述の「院の御所と御堂」にも解説されているが、子午廊ともいわれ、 に出されたということは、 さて、「東の二棟」の位置であるが、 庭上から見た場合、 渡御西面御所」とある、 寝殿と小寝殿との間には障碍となるような建物の 安元御賀の時、 その「東廊御所」もこの二棟をさすので 女院の打出が寝殿の巽のすみと 廊様式の建物であっ

直参;|内御方| 幸之時、以;|西対代|為;|其所|、今件屋依、為;|中宮御所|也。直参;|内御方|、以;[寝殿北面|為;|朝餉|、以;|西二棟廊|為;|御休息所]、朝覲行

寝殿を中心に とあり、西二棟廊という名が見える。 小寝殿との間の透廊の北側に東の二棟、 これは、 西の対代と寝殿との間にあったと考えられるから、 西の対代との間の透廊の北側に西の二棟がそれぞれ対称に建 法住寺南殿に

てられていたことになる。

ちらかであったのであろう。 ている地形の関係で南面の建物をすえる余裕がなかったか、 西向の御所があったと思われる。 小寝殿の東には、 当時の建築様式からいって、西の対代に対する東の対代があったであろう。そうしてその東に、 日記によれば、 西向という名は、 建春門院が法住寺殿におなりになった節は、 当然建物が西面していたことを意味する。 あるいは池に面するように特に西向に建てられたか、ど ここを御座所または女房の たぶん、 山裾に接近し

前 局とされていたようであるが、 に引用したとおり「上皇自東廊御所、 たのであった。 兵範記の嘉応元年六月十七日の条に 実はこの西向の御所は本来御懺法堂であって、 渡御西面御所」 「於法住寺御所御懺法堂、 とあるので、 西向御所すなわち御懺法堂であることが 後白河院の御落飾の儀もここで行なわ 有其儀」 とあり、 またその場所は わ かゝ

のである。

中に、 ては前述したが、 初めに掲げた日記の記事に、 あるところから推して考えると、 ここで、もう一つ考えておきたいのは釣殿のことである。 東の小御堂を守覚法親王の御休所にしたとある。 法住寺御所には小御堂と称せられる建物があった。玉葉の安元二年三月四日、 安元御賀記を見ると、 西向の御所を局としていた作者が、 小御堂はむしろ前述の東の対代を当てるべきではない さらに 「院の御所と御堂」では、 法住寺殿には釣殿が三つあっ 女院の御座所に参るとき、 これを西向の御所に擬してい かと思われるのである。 たらし 御堂の御所を道にしたと 院の五十の御賀の記事の ζì 0 西 の の釣殿 17 るが、 5 ζì

寝殿のすのこより中の釣殿に行きて船にのる。

とあり、また

とも見える。 ころが次のように記してある。 る。 れこれに通ずる廊があっ 玉葉の安元の御賀、 叉仰せられ つまり、 ていはく、 西の釣殿のほかに中の釣殿・ひんがしの釣殿があったわけである。 第二日 たはずであるが、 院のみまやにたま Ø 0 記 事の中に、 中の釣殿の廊は、 5 < ° 前掲の その後ひんがしの 「寝殿のすのこより中の釣殿に行きて船にのる」 小御堂の東寄りから南に通じていたのであろうと思われ 釣殿の馬道より引きいでて、 これらの釣殿 みまや舎人に給はす。 K は、 にあたると E れぞ

余内府以下歷11寝殿南 演(離)及東小寝殿上西門院御所廊等、於言中釣殿,乗¸船、南面汀;乗¸之、其道敷;縁道1、仍不¸著¸者、

健寿御前日記私註

かゞ の廊にも当然中門があったであろう。寝殿を中心に対称形に建物が配置されている以上、 の東に上西門院の御座所があったわけであるが、そこからも寝殿の南庭の諸行事が見えたはずである 殿の北の廊には上西門院、というように中宮や女院方の打出があった。従って、小寝殿には西寄りに建春門院方、 わかるから、 の廊はその東寄り、 なけ ればならないからである。 安元御賀記によると、 池はこのあたりで北の方に入りこんでいたと考えなければならないであろう。 中の釣殿に至るには、寝殿の南面から小寝殿の上西門院の御座所の廊などを経てゆかねばならなか つまり小寝殿の御階の東寄りあたりから南にのびていたと考えられるのである。 さらに、 西の対代の南 右の引用文の割注によって、 一間東四間 心が中宮、 寝殿の東南二間から小寝殿四間 この釣殿は東面が船寄せに 西の中門に対して東の中門 なっていたことが 17 なお、 は建春門院、 B この 釣殿 中の釣殿

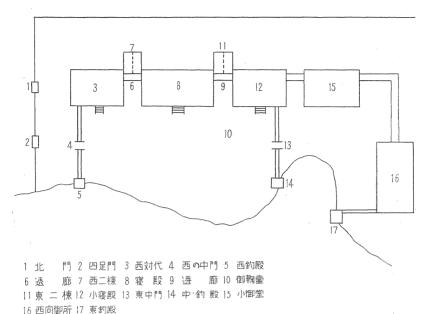
次に、 同じく玉葉に 東の釣殿については、 池が小御堂の前あたりで入りこんでいたとすれば、その位置は中の釣殿の東対岸、 そ

今日女院半物四人、中宮半物二人、幷雜仕等、在;;東釣殿;見物、其装束尽、善尽、美。

れも、

の廊がつき出ており、 どうしても西向の御所から出ていなければならないことになる。おそらく、 とあるところからすれば、 中の釣殿に正対するのではなく、もっと南寄りであったはずである。そうすると、 それもあまり長くはなくて、 東の釣殿から南庭のようすが見える位置になければならないわけである。 中門などもなかったのであろうと思われる。 西向の御所の南端あたりから西方に釣殿 この釣殿に通ずる廊は

の中御 と見るほかはない。 法住寺南殿内の建物の配置はだいたい以上のとおりであったと思われるが、それでは日記の本文にある「法住寺殿 は、右のうちのどこにあたるのか。 また、 そう見てはじめて、 おもな建物五つの中央といえば、 以下の文を矛盾なく解くことができるのである。 小寝殿であるから、 建春門院が七条殿か これは当然小寝殿



法住寺南殿殿舎配置推定図

あっ

た。

角には、桜・柳・楓・松の植えてあるのが通例で

このように木で囲まれた一区劃であるため、

の意である。

壺とも称せられたのである。

「より」は「を通って」

場所は の四

鞠の行なわれたのもここであった。蹴鞠の行なわれ 物寄りにあったのであろう。安元御賀の第二日めに蹴

「かかり」と呼ばれるが、その艮・巽

坤・乾

る

からないけれども、

寝殿と小寝殿との間

の

たぶん建

になったのである。

西の御鞠の壺の位置は正確には

わ

列立の前を正式の御幸の態で小寝殿の御階より御臨席 伝いではなく、寝殿から南庭におでましになり、公卿 ばされたのであるが、

節日の御臨幸なので、

上皇は廊

ら南殿においでになり、

御滯在中、ここで七夕祭を遊

つけを受けているので、 打出をしていたはずであるが、常々きびしい女院のし 申 向けて、 しあげる女院方でも、 さて、このような正式の御臨幸であるため、 几帳のほころびよりのぞき見ることをせずじ もちろん女房たちは正装して 若い女房たちも首を外の方に お迎え

七

卿の列立の前をお通りになるというような晴の儀は、そういつも拝見できるわけではないので、若い女房などにとっ というのである。言うまでもないことであるが、娯楽のすくなかった当時にあっては、

ては、

ことに心をときめかせるに足る見物であったのである。

通路として中御所に入るようにという女院のおことばを守って、道場の方に歩みよることはしなかった、 やはり大きな興味の対象であったのであろうが、もう柱一つ道場の方に寄れば法会のようすも見えように もそう解してよいと思う。百日念仏といえば、 百日御念仏結願也」と見える、この時の百日念仏をさすのであろう。七夕祭の記事に引き続いて記されている点から 月のことで、 しなければならなかった。ところが、 1,5 物や通路の関係を明示するために、 て」以下は、その、 ただいていたので、 右はきびしい女院の御躾とそれを厳重に守る女房たちの姿について述べたものであるが、次の「御堂の御所を道に これも女院の御躾の一つであった。 玉葉の同月十日の条に、 もう一つの例をあげたものである。 中御所を御座所として居られた女院のもとへは、御堂の御所すなわち小御堂を通路にして参上 注釈的に最後に書き添えたものと見られる。すなわち、作者は西向の御所に局を 「今日、法皇始||百日念仏|給」とあり、さらに同十月二十一日の条に「今日院 当時小御堂では百日念仏が行なわれていたという。 当然多数の念仏僧が伺候していたはずで、 「西向にぞ居し」は、 作者がその当時局していた場所を、 女房たちにとってはこれも これはおそらく承安元年七 というので の間 建

の百日御念仏の間、 れるけれども、 しい御躾をむしろ爽快な思い出として書き綴ったものであって、 以上によって、 日記のこの条は、承安元年の秋、 つの主題で統一された同じ時期の記録として間然するところはないと思われる。 七条殿に御臨幸になることができないので、 女院が法住寺の中御所に御滯在中の出来事について、 玉井博士は たぶん六月末か七月初め頃から南殿に御滞在になっ 「脱文あるか、 前後の接続不詳」と言わ なお女院は 法皇

た b ず 見 2 こぶら 立. るぞ」と、 U か> をりこそ、 5 條 à. の院 かゝ ŋ 12 に りて、 れ へ参りそめ 御殿油、 ば ほせごとありし。 たれも、 あ くろき犬 れ とにまゐりて、 たりし年、 は、 心はおちゐたりしか。「ひたいならば、 の 、 Ŋ tz (一七一ページ) ζì 御四 ひとつに カン 所 やしと、 に お は U は Ļ٦ に し お は 7 ま お す け は U ほど、 ます院 るも します御 お 0 5 ぼ 御 かゝ 前 えず。 方に、 ぢ をたちて、 ζì か> 17 ょ かゝ ŋ ま ひたいとて、 17 7 る せんと思 見 ŋ Ŋ ŧ れ U もの ば に ひて、 あ^六ら 思^五 人く を出 ひ £. づ ХJ とって 犬の 犬 あ 13

註 ○作者が八条院に出仕したのはこの後十年、寿永二年のことであるから、 むちうで引きかへして。 火を御簾の外に置かれ御部屋の端へ出ておいでになったとき。(四)八条院の御座のあたりへ近く歩いて行ったので。 のものである。解説二〇頁参照。(一)後白河上皇の御妹。(二)同じ御殿においでなされた後白河上皇。 (六)他の犬であった、その時こそたれもほっとした。 この段は年月の順からいふと、遙かに後にあるはず (三) 八条院が燈

の火災にあたって周章した作者のことを女院がお笑いになったことが記されており、その連想で、「ひたい」かと思 すと、その連想によって、同種の事柄が年次にかかわらず引き続いて記述されるのである。ここは、 例と言わなければならない。しかし、この日記はすべてが年次順に記されているわけではない。ある事件について記 なら、建春門院出仕時代の記事の中に、突如として十年後の八条院出仕時代の記事がまぎれこんで出てくることは異 た作者の狼狽ぶりを八条院が笑われたことを思い出し、併せてここに記載したものと考えられる。 との記事は、 作者が八条院に初めて出仕した寿永二年のことというから、もし日記が年次を追って記されているの 前段に萱の御所

九

健寿御前日記私註

て御移徙になるまで、八条院と御同居になっていたことが、玉葉の記事によって知られる。 があった。その後十二月になって法皇は八条院に移られ、爾後翌元暦元年四月十六日に白河の金剛勝院御所を修造し 月十九日には木曽義仲が兵を率いて法住寺殿を襲い、御所に放火、法皇は摂政の五条第に難を避けられるという変事 作者が八条院に出仕したのは二十七の春だという(一九四ページ)。 それは寿永二年のことであった。この年の十一 日記 のこの条は、

「ひたい」という犬のことはわからない。ただ玉葉の寿永三年(元暦元年)一月四日の条に 同年十二月の十日から同年末までの間に起こった事件ということになる。

凡法皇為ゝ体始而不ゝ可;云々;。 ……定能卿来、 ……自\院預\給犬三疋於中将,、今日、定能卿相具所\来也、 事甚奇異云々、然而不↘能ぃ返上」、

御簾の外に置かれ御部屋の端へ出ておいでになったとき」と解釈されているが、そうすると「御殿油、とにまゐりて」 にくいのではなかろうか。従って、この「まゐる」はやはり作者の 動 作 を 表わすものと考えたい。それにしても、 のことなら、 と言わざるを得ない。さらにこの事件は、前述したように十二月の中下旬の頃のことであって、 じるし、 は当然のことであるが、それが「おはします」に続くとなると、前後の動作の主体が相違するので、文章に混乱を生 起こり、中将に預けられるということになったものかと思われる。中将とは兼実の次男良経で、当時十六歳であった。 と見える「犬三疋」の中に「ひたい」もいたのであろう。おそらく「人くふ犬」というので、女房たちの間 一おはします」にかかることになる。 次の「御殿油 またそのうえ「御前を立ちて」で初めて作者の動作が現われてくることになり、どうもすっきりしない表現 燈火を外に置いて端近に居られるということもわかるけれども、冬の夜のこととしては、ちょっと考え とにまゐりて、はしにおはします御前をたちて」には問題があると思われる。玉井博士は「燈火を 燈火をともすことは女官の仕事であるから、「まゐる」という語を用い これがもしも春や夏 に問題が

「まゐりて」の上の「とに」を「外に」と解したのでは、 前後関係の不明確さは相変わらず残されることになるので、

この点について再考する必要があると思われる。

解釈したい。音便化した撥音の「ン」が表記されていない例は、この日記の中にも一、二見える。 して「とゝにまゐりて」となったものであるが、その撥音の「ン」が、当時の習慣によって表記されなかったのだと さて、このあたりで私見を提出することにしよう。「とにまゐりて」は、「とりにまゐりて」の「り」が撥音便化

近習は、青いろは、 ひとへの同じなるに、 赤いろも、 紅に同じさまにきこゆれば、 えびぞめの唐衣を着る。

六〇ページ

われたものである。しかしこれは、脱落と見なくても、原本のままで「同じなゝに」と訓ずれば意味が通ずるのであ この「同じなるに」は、頭注に「原本『同じなに』とある。今『る』を補ふ」とあるとおり、 「とにまゐりて」と同じ例だと考えればよいであろう。また、 玉井博士が「る」を補

かはりはてにけるかなと思ふに、(一二九ページ) さまざま、うつりかはる世のありさま、人のこころも、ただ、我がよばかりに、 むかしいま、 けじめしるかに、

b 形容動詞は他に例を見ないから、これを形容動詞の連用形と見ることはむずかしいであろう。とすれば、これもやは に」の「ン」が表記されなかったものと解せられるのである。 れる。意味はそれで正しいと思うが、「しるかに」の語性については記されていない。「しるか」という語幹を持つ この「むかしいま、 形容詞の補助活用の連体形に「に」をつけた「しるかるに」、その「かるに」の「る」が撥音便化した「しるかっ けじめしるかに」のところを、玉井博士は「昔と今の変化がはっきりと」という注をつけておら

これらの例を併せ考えるならば、さきの「とにまゐりて」を「とゝにまゐりて」と見ることも十分に理由のあるこ

女院のお側を立って、帳を出ようとしてふりかえったところ、という意味に解せられるであろう。 る。なお、 とと思われる。以上の私見が認められるなら、ここは、作者が御殿油を取りに参って、 おそらく朝になって御前の灯台を取りに参った時のことかと考えられ、文章の筋もずっと通りやすくなるのであ 「ひきもの」については、字鏡集に「帳」を「ひきもの」と訓じてあるので、別に多言の要はあるまいと 御簾に近いあたりに居られた 時刻 も夜ではな

「御所におはしますほど、ちかぢかとまゐりたりしに」の「御所に」は「御所の」と同じ。この「に」は、 近くさぶらふ人々の「御所になる」と告ぐるに、(一三三ページ)

思う。

正月一日は、 御所にも、 うるはしく、 打御衣、 御張袴、 御上着、 御小袿、 かさなりたる御衣たてまつる。 <u></u>四

尼などに、 院のおはしますをりは、 御格子のほどにおりぬれば、若き人は、つぼねにたてこもりてぞねし。 <u>二</u>五

御所に、 五ページ) 幼くよりいだきおほさせ給ひけるとて、(一六五ページ)

院の御方に、 今日吉にこもらせ給ひたるほど、 一ところおはしますに、(一六七ページ)

作者自身をさしているのである。しかし、これはおそらく作者特有の筆癖で、この時代の一般的用法ではなかったろ 日記では必ずしも尊敬表現としてのみ用いられているわけではない。「尼などに」は「尼などにおいては」の意で、 すことは礼を失することになるので、場所をさしてこれにかえるのが、この用法の本来の姿だったのであるが、この など多くの例に見るように、 「におかせられては」「においては」の意である。敬意をもって待遇すべき人を直接さ

うと思われる。

院の御側にという意に解することは困難だと思う。それなら、「御あたり」「御かたはら」などと言うべきであろう。 を省略したものと見られたのであろうか。「ほど」は時間、距離、 次の「おはしますほど、ちかぢかと」は、「ほど」の下に句点が打ってあるが、玉井博士は「ほど」の下に「に」 面積などを表わす語であるから、 「ほどに」で女

子は夢まどらかに眠りたり。

私見では、

たとえば

富士は 青空 高く そびゆ。

るのである。 で、「ほど」と「ちかぢかと」とは主述関係にあり、だいたい「いとちかきほどに」という程度の意味だと考えられ むしろ「高い青空に」の意に近いと考えた方が当たっているのである。この「おはしますほど、ちかぢかと」も同様 係にある文が、独立を失い一団となって「そびゆ」を修飾しているのであって、「青空に高くそびゆ」の意ではない。 ち「夢まどらかに」という状態で眠っているというのである。同様に後の「青空高く」も「青空高し」という主述関 前の「夢」と「まどらかに」とは主述の関係で結びつき、これが一団となって「眠りたり」を修飾している、すなわ

それなら、そういう状態で寄ってみると、と続けた方が、ずっとよく筋が通ると思う。 ととを自分では全然記憶しておらず、後に人に言われて初めてわかったという気持を表わしたものと解せられるが 句点として、下の「よりて見れば」に続けた方がよいのではなかろうか。この条で、作者は回想の助動詞にはすべて 「し」を用いているのに、「いひける」だけが「ける」になっているのは、その時「あれは、ひたいかや」と叫んだ もう一つ句読点の問題について言えば、「あれは、ひたいかやと、言ひけるもおぼえず。」で切ってあるが、これも 「あれは、ひたいかや」という作者の叫びを聞いた時、あたりにいた女房たちはみんなはっとしたこと

おろしたのである。「もしひたいだったら、いったいどうするつもりで引っ返してきたのだ」と女院は仰せられたけ であろう。 むろん作者は女院を思う一念でどうする、こうするなど考える余裕などなかったのである。萱の御所の火災 作者もこわさを忘れて、とっさに近づいて見たのであるが、別の犬だったので、一同やれやれと胸をなで

- の時、 なりふり構わず女院のお側に馳けよった作者の心と変わることはなかったのである。
- 註(1) 焼亡した萱の御所は、 定家が萱の御所に居られた式子内親王の許に参上したよし見える。 その後また再建されたのであろう。 明 月 記 の治承五年九月二十七日の条に、俊成入道に連れられ
- 2 玉葉の承安三年十一月十二日の条によれば、 建築様式であったのであろう。 高倉天皇の内裏とされていた閑院にも二棟があったようである。 当時 流
- (3) 拙稿「建春門院中納言日記の成立と主題」(「国文学」第十巻十四号) 参照。
- 4 りの毛色で区別されていたのであろう。 「ひたい」は「額」であろうか。「ひたい」と見誤られるような黒い犬が外にいたというから、この二疋の犬は額のあた 「ひたい」の方が、たぶん額に白か茶の斑があったのではあるまいか。
- 5 る の活用をそなえていないけれども、 と行進する」などの「威風」と「堂々と」も、本来はやはり主述関係と見られる。「堂々と」は口語では形容動詞として 「ちかぢかと」は形容動詞ではないから、主述関係は成り立たないという反論もあるかと思うが、たとえば、 語性としては形容動詞的機能 (単独で述語となりうる機能) をそなえていると見られ
- らず女房たちはすべて参列したというのであろう。右訂正しておく。 いでに」という詞書がある。七条殿に居られた建春門院もこの法会には当然供花をなさったはずで、その時は番、 供花のころ、花まゐらすとて」「五月花のころ」など法住寺の供華会のことが見えるし、また有房集の中にも「院の御はなの 月に院の御供華会の行なわれたことがわかる。梁塵秘抄口伝集に「九月に法住寺にて花をまゐらせし時」「東山の法住寺に五月 五月十一日の条に、 季の季禄をさすものかという私見を提出しておいたが、これは法住寺で行なわれた御供華会をさすものらしい。玉葉の承安元年 前稿の私註(一)で、「五月五日、七月七日などやうのひひ二との御はな」(一三一ページ)の「二どの御はな」を春秋二 「自ṇ今日;院被。始;供花「、毎年之勤、五九月有;此事」云々、僧俗勤;読経」如、恒云々」と見え、例年五月九 関西学院大学文学部教授